

「令和3年度医療労務管理支援事業」委託要綱

「令和3年度医療労務管理支援事業」(以下「事業」という。)の委託については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第1条 本事業は、医療従事者の勤務環境改善に係る取組を行う医療機関に対する総合的な支援体制を構築する観点から、今般、茨城県が設置する「医療勤務環境改善支援センター」(以下「支援センター」という。)において、医療従事者の勤務環境改善に係る取組を行う医療機関に対する労務管理全般にわたる支援等を実施することを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業の目的を達成するため、「令和3年度医療労務管理支援事業に係る仕様書」(別添2)のとおり事業を実施する。

(委託の対象)

第3条 茨城労働局長(以下「委託者」という。)は、競争入札に参加し落札した者(以下「受託者」という。)に委託するものとする。

(受託者の選定)

第4条 受託者の選定に当たっては、令和3年度医療労務管理支援事業の入札公告により、受託を希望する者から提案書類等の提出を求め、「令和3年度医療労務管理支援事業評価項目及び評価基準」(別添3)により一般競争入札(総合評価落札方式)を実施し、受託者を選定する。

(委託事業実施計画書の提出)

第5条 前条において、採用となった提案書類等を提出した者は、その通知を受領した日から7日以内に「委託事業実施計画書」(別添4)を委託者に提出するものとする。

(契約書)

第6条 本事業の実施に必要な事項については、「令和3年度医療労務管理支援事業委託契約書」(別添5)に定める。